

令和8年度 朝霞第三中学校 生活の決まり

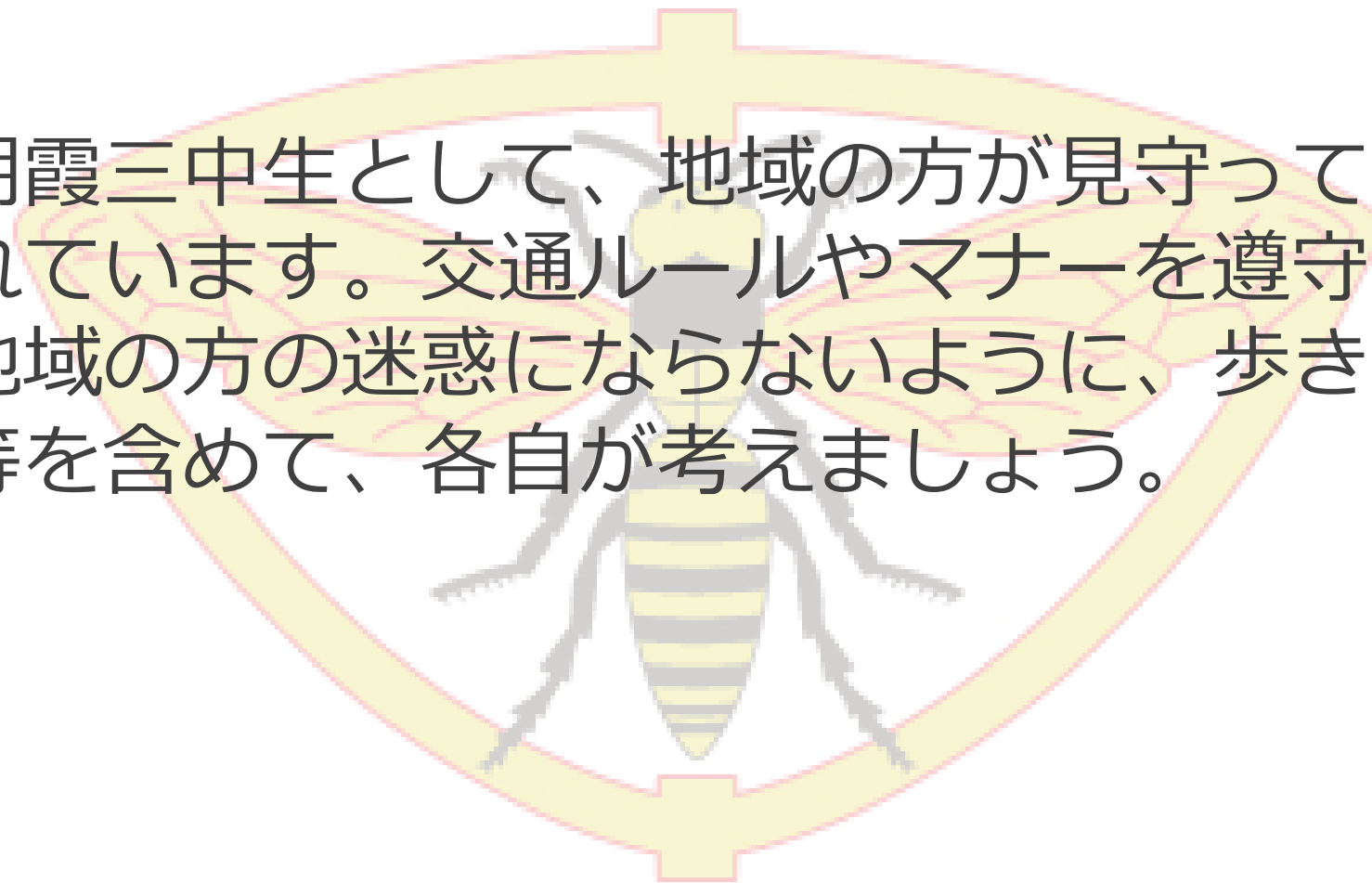
令和8年 4月 生徒会・生活担当

◎ 決まりの目的について

- ▶ 朝霞三中では、安全で学習に集中できる生活環境を整えるため、次のような学校生活の決まりがあります。朝霞三中は、伝統的に「自治」の学校として、詳細な項目まで規定せず、三中生一人一人が自ら考えることを大切にしています。そして、生徒会を中心に、生徒・教職員が決まりを適切に評価して、必要があれば見直しをしていくことで、生徒が積極的に参画できる学校を目指しています。

1. 登下校について

- ▶ 朝霞三中生として、地域の方が見守ってくれています。交通ルールやマナーを遵守し、地域の方の迷惑にならないように、歩き方等を含めて、各自が考えましょう。



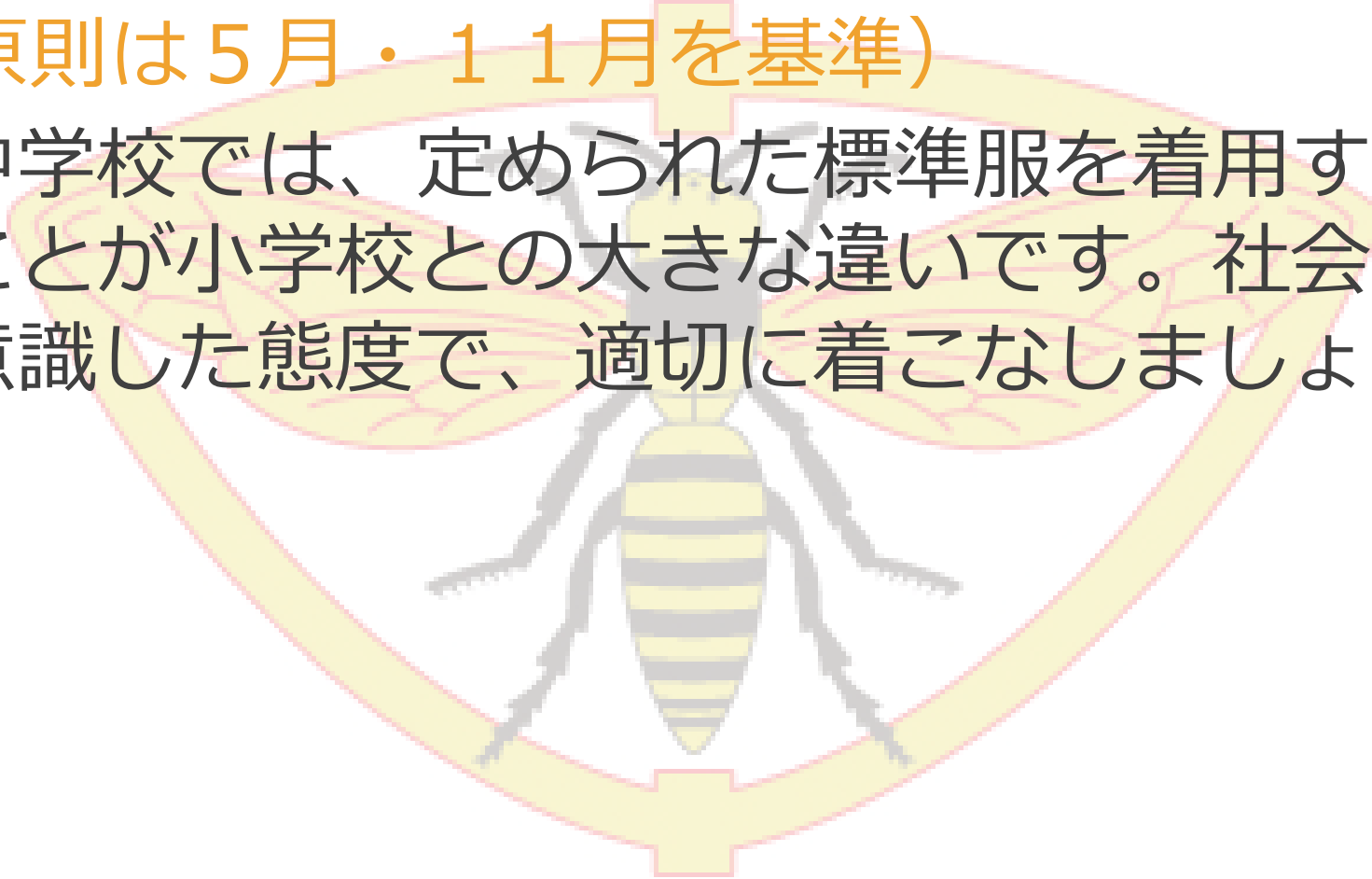
1. 登下校について

1. 原則、7時50分以降に登校する。始業時刻の5分前には朝読書が始められているように登校する。
2. 定められた通学路を通る。私有地などを通過しない。寄り道はしない。
3. 原則、登下校時は制服とする。（夏季期間・部活動終了時を除く）
4. 自転車通学は原則、禁止とする。
5. 複数人で帰る場合は、道に広がらないように歩く。傘が通行人に接触しないように注意する。

2. 服装について（衣替えの時期は気温の変化に合わせて連絡をします。

（原則は5月・11月を基準）

- ▶ 中学校では、定められた標準服を着用することが小学校との大きな違いです。社会を意識した態度で、適切に着こなしましょう。



2. 服装について（衣替えの時期は気温の変化に合わせて連絡をします。

（原則は5月・11月を基準）

1. 靴は運動に適したものを着用する。
2. 靴下は白・黒・紺・灰で単色を基本とする。
3. 清掃はジャージ（体操着）で行う。ジャージ・体操着は自分の名字が入った学校指定の物を着用する。

4. 冬期の標準服

〈男子〉 指定のブレザー・ズボン、白のワイシャツ（襟にボタンのないもの）、ベルト（黒で飾りが無い）

〈女子〉 指定のブレザー・ベスト・スカートまたはズボン、白のワイシャツ（襟にボタンのないもの）、制服用ベストベルト（黒で飾りが無い）

2. 服装について（衣替えの時期は気温の変化に合わせて連絡をします。 （原則は5月・11月を基準）

5. 防寒着について

- ① 黒、紺、灰のセーター・カーディガンをブレザーの下に着用を可とする（ワンポイント程度で 華美でないもの）。その場合、女子はベストを着用しなくても良い。
 - ② 白・黒・紺・灰の長袖のインナー（ハイネックも可）を体操着の下に着用して良い。
 - ③ 黒・紺・灰・ベージュのタイツを制服（体操着）の下に履いても良い。ただし、体育の授業については、体育科の指示に従うこと。
 - ④ 冬期の登下校時には、防寒で黒・紺のピーコート、ダッフルコート、黒・紺のキルティングジャケット（制服の外側に着る）、学校で認められたウインドブレーカー（上着のみ）をブレザーの上に着用可とする。
- ※「学校で認められたウインドブレーカー」とは、部活動に入っている生徒については部活動で購入したものを指す。校外活動、部活動無所属、文化部等の生徒については学年の生活担当の先生に確認して、許可を得た、華美でないと判断されるものを指す。
- ⑤ 寒さが厳しい時には、校内で④を着用しても良い（廊下を含む）。また、セーター等で廊下に出ても良い。ただし、着脱による体温調節をしっかりと行うこと。

2. 服装について（衣替えの時期は気温の変化に合わせて連絡をします。 （原則は5月・11月を基準）

6. 夏季の標準服

〈男子〉 指定のズボン、白のワイシャツ、指定のポロシャツ（紺）

〈女子〉 指定のスカート・ズボン、白のブラウス、制服用ベスト、指定のポロシャツ（紺）

7. ポロシャツについて

- ① ポロシャツの下のボタンは常にとめる。上のボタンは常時開けていて良い。
- ② 女子はポロシャツを着用する場合は、制服ベストを着用しなくて良いが、適切な配慮をすること。
- ③ 式典（終業式・始業式）、テスト受検時も着用可とする。また、全ての行事を通して、ポロシャツをズボンの中に入れてなくても良い（通気性の確保のため）。
- ④ 式典（終業式・始業式）の時に、ズボンは制服とする。
- ⑤ 夏服期間において、登下校を含めて、ポロシャツとハーフパンツの組み合わせで生活して良い。
- ⑥ 実技教科の服装については、安全面・汚れ等の関係から教科担当の指示に従うこと。

3. 頭髪について（詳細な基準は生徒会から示されています）

- ▶ 頭髪について、詳細な規定をすると自由の幅のない髪型から選ばなくてはいけなくなってしまう。一方で、規定のない状態では、社会・高校受験を意識した時に不適切だと捉えられかねません。次の規定を基準として、「学習の妨げにならない中学生らしい清潔な髪型」を考えましょう。

3. 頭髪について（詳細な基準は生徒会から示されています）

1. 原則として、染髪・パーマによる加工は禁止とする。
2. 装飾的要素のある剃りこみや刈り込みは不可とする。
3. いわゆるツブブロックといわれる髪型は、左右が対称であって、清潔感のあるものは認める。
4. 髪を長くする場合は、髪の毛を結ぶか、編むようにする。編み込みは装飾的要素が強いので不可とする。肩にかからない短い髪の場合は、ハーフアップは可とする。また、装飾を目的としない「クルリンパ」は認める。
5. 髪を結ぶ位置は極端に高くない程度とする。
6. 髪を結ぶゴムやピンは黒・紺・茶とし、ピンは「パッチンピン」、「アメピン」のみとする。
7. 整髪料は、寝ぐせ直しを目的とした使用のみ認める。艶、固める、立たせる、匂いのするものは禁止とする。

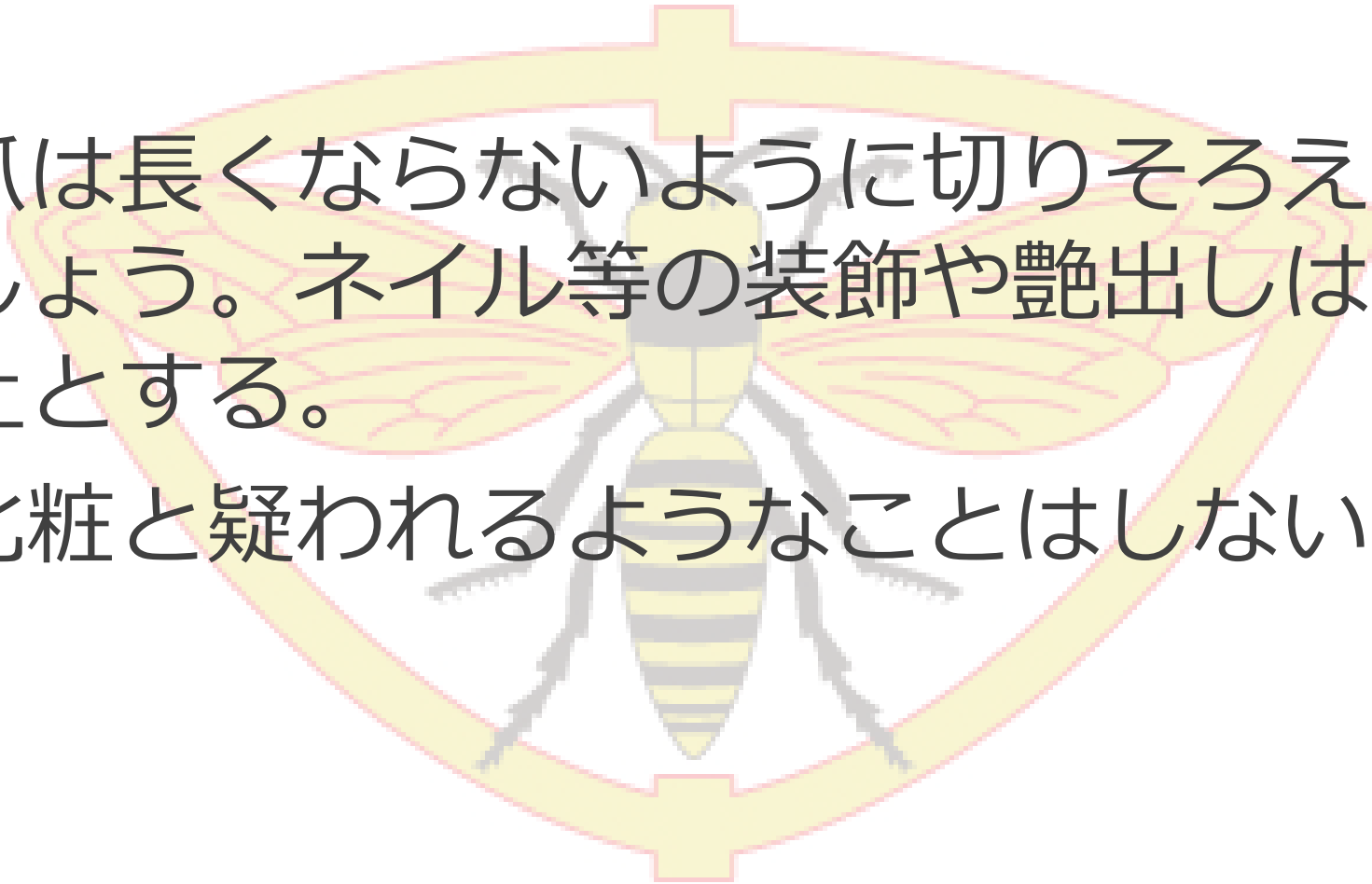
4. 身だしなみについて

- ▶ 安全で、中学生としての風紀を大切にしましょう。



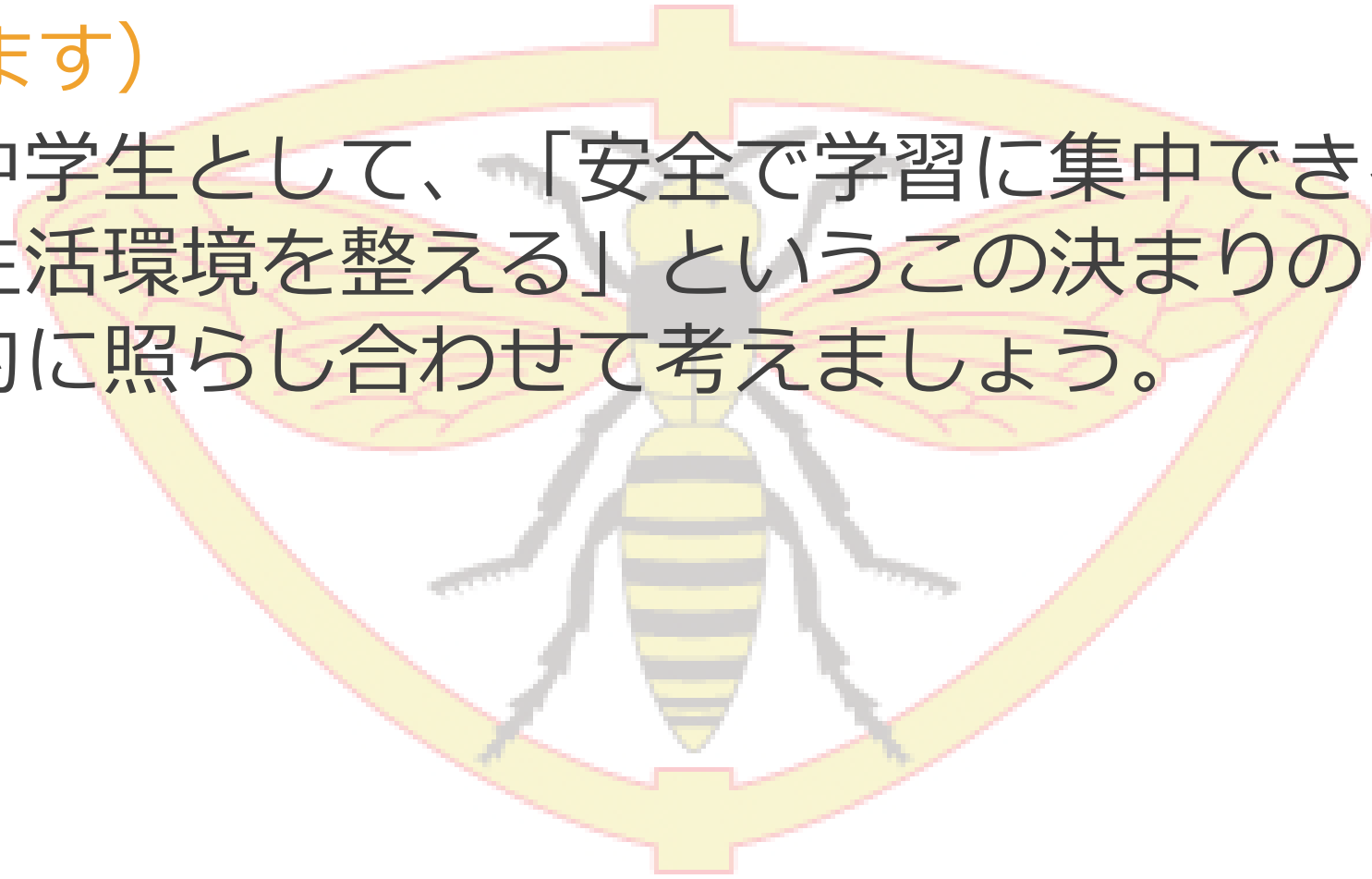
4. 身だしなみについて

1. 爪は長くならないように切りそろえましょう。ネイル等の装飾や艶出しは禁止とする。
2. 化粧と疑われるようなことはしない。



5. 持ち物について（不要物の持ち込みがあった場合は、原則として保護者へ返却となります）

- ▶ 中学生として、「安全で学習に集中できる生活環境を整える」というこの決まりの目的に照らし合わせて考えましょう。

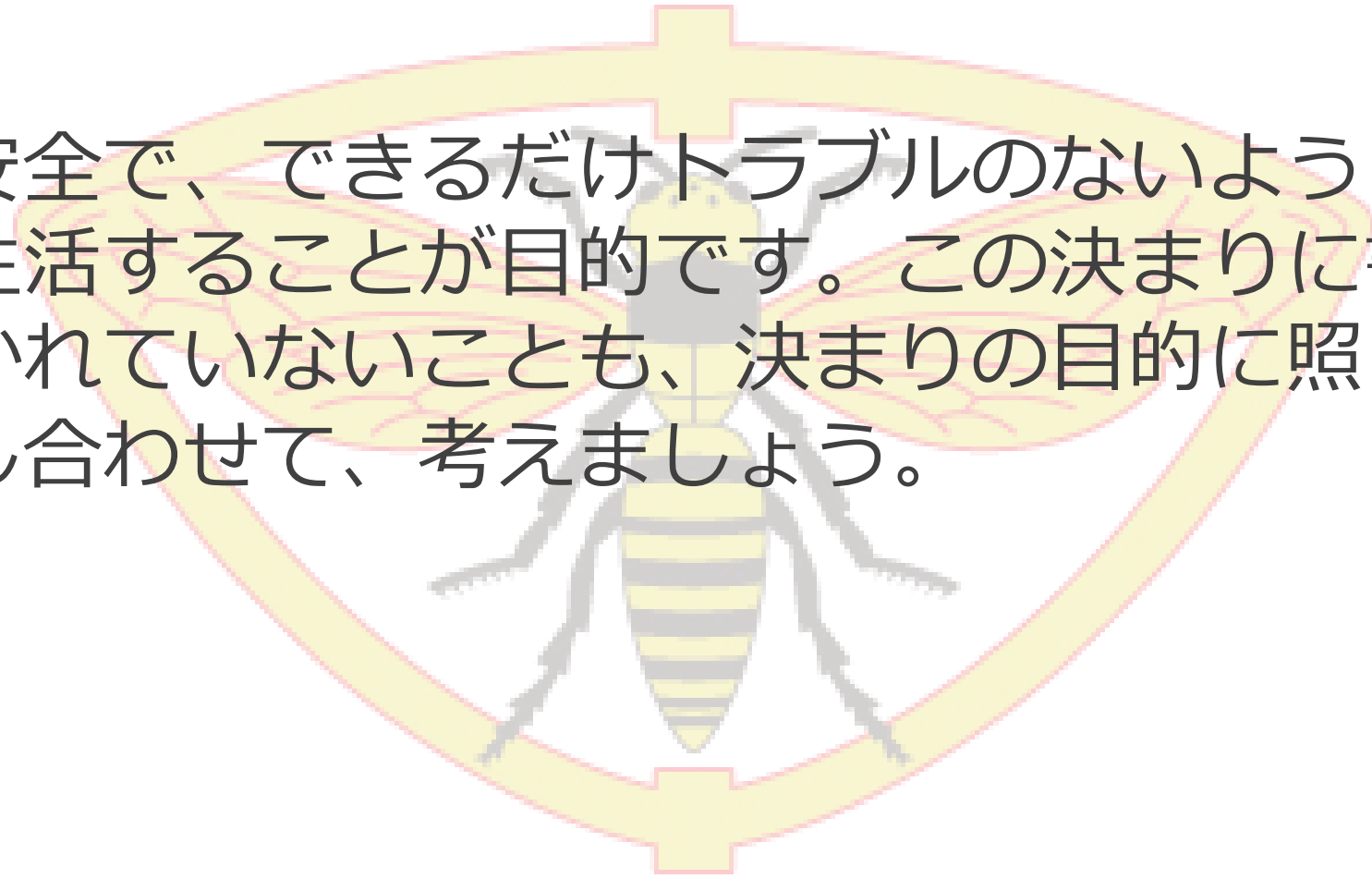


5. 持ち物について（不要物の持ち込みがあった場合は、原則として保護者へ返却となります）

1. 所持品には記名する。
2. 飲み物は水筒に入れてくる。ペットボトルはカバーをすれば可。飲み物は水、お茶類、スポーツドリンク類とする。
3. 原則、携帯電話の持ち込みは禁止とする。
4. 学校生活に必要なもの（不要物）は持ってこない。不要物とは、漫画、雑誌、ゲーム、お菓子類、カッター等の刃物等が挙げられるが、この限りではない。
5. 通学バッグは両手があくもので、荷物をしっかりと収納できる物とする。通学バッグへの防犯ブザー類の小物は安全・風紀上、問題がなければ認める。
6. 制汗用品（汗拭きシート等）は「無香料」のみ使用を認める。
7. ハンドクリーム・リップクリーム・日焼け止めクリーム類は香りのないものは認める。色付きのリップは禁止とする。安全上の観点から、スプレー缶は認めない。日焼け止めクリームは水泳の授業では使用できない（水質保全のため）。

6. 学校生活の過ごし方について

- ▶ 安全で、できるだけトラブルのないように生活することが目的です。この決まりに書かれていないことも、決まりの目的に照らし合わせて、考えましょう。



6. 学校生活の過ごし方について

1. 他のクラスには入らない。出入り口付近にたまらない。
2. 清掃時を含めて、ベランダには出ない（避難時を除く）。
3. トイレには複数人でたまらない。会話をする場所ではありません。
4. 清掃中の私語は慎む。
5. 廊下は走らない。
6. 休み時間は、次の授業の準備を優先する。
7. 給食は命に関わる時間であるから、無断で席を替えてはいけない。
8. 移動教室の時は、原則、他学年フロアを避けて通行する。

